

操南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。また、けんかやふざけ合いであってもいじめに該当するか否か調査を行うこと。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(3) いじめが解消している状態とは

- ① いじめに係る行為が相当の期間継続していないこと（少なくとも3か月を目安）
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

解消しているとは、少なくとも①と②の要件が満たされている場合とする。なお、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意深く観察をしていくこととする。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、こども相談主事などからなる、いじめ防止などの対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて部会を開催する。

(2) 生徒指導連絡会で情報交換及び共通理解

毎週金曜日の職員連絡会及び毎月の職員会議のとき、全職員で学級の様子や配慮を要する児童について現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 学級経営の充実

- 日々の授業を大切にし、児童一人一人が成就感や充実感をもてる実践や「協同的な学び」を中心とした授業の中で教師と児童、児童同士つながりをつくっていく。
- ASSESS の検査結果を生かしじどうの一人一人や学級集団の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳教育の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- ASSESS 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 生活アンケートで、いじめの兆候などがある児童には、学級担任より教育相談を行う。
- 不登校支援員やフリーの教職員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 楽興相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育園、幼稚園と情報交換や授業参観、交流学习を行い協力体制の整備に努める。

4 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 保護者や地域、関係諸機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

また、必要に応じて、こども総合相談所、中区地域子ども相談センター、民生委員、児童委員、教育委員会などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

<具体的な取り組み>

- 「いじめほどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- いつもと様子が違うなど気になる児童がいる場合には学年会や生徒指導連絡会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の芽で当該児童を見守る。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- ASSESS を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握する。必ず集計結果や個人シートを見て、児童一人一人の様子を把握するように努める。

(2) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

<具体的な取り組み>

- いじめに関する相談を受けた場合、学級担任だけで抱え込むことなく速やかに管理職、生徒指

導担当に報告し、事実の有無を確認する

- 情報収集を綿密に行い、いじめの事実が確認された場合は、生徒指導部会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするために調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 その他

(1) PTA や地域の関係団体との連携

PTA や地域の関係団体等との連携を図りながら、いじめの問題やこの問題への取り組みについての理科を深める。なお、このいじめ防磁基本方針については、学校が保護者や地域住民の意見や考えを取り入れながら、毎年更新していくものとする。